

令和6年度地域医療介護総合確保基金（介護施設整備分）主な改正内容

【管理運営要領（局長通知）関連】

○介護施設の整備分（別記1－1）

2. 対象事業の改正

- (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業 ア地域密着型サービス等整備助成事業における、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費を補助対象としないことを明文化

(改正の趣旨)

施設整備の観点から、土地の買収又は整地に要する費用等は補助対象外としているが、同管理運営要領の(7)介護宿舎整備事業の中では、土地の買収又は整地に要する費用等は補助対象としないと明記している一方で、当事業において明記されていないことから、並びを取るために改正を行う。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 イ介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業における大規模修繕について、「令和6年度中に着工することとする」という文言に修正。

(改正の趣旨)

令和5年度までとしていた同事業について、令和6年度も継続して事業を行うこととしたため、同文言の削除を行う。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 ウ災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業における、レッドゾーンから災害イエローゾーンへの移転が補助対象とならない旨の明文化

(改正の趣旨)

従来の要領では、「災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。」としており、災害レッドゾーンから災害イエローゾーンへの移転が認められるように受けとれる記載

振りであったため、これを補助対象としないことを明記する改正を行う。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 エ災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業におけるイエローゾーンからイエローゾーンへの移転が補助対象とならないとするよう記載振りを修正
(改正の趣旨)

従来の記載振りは、「原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。」としているため、例外規定として、イエローゾーンからイエローゾーンへの移転も認められると誤認させる記載振りとなっていたことから、「原則、」との表記を削除する改正を行う。

- 介護療養型医療施設からの転換事業に対する補助の廃止

(改正の趣旨)

- (2) 介護施設等の開設準備経費支援事業における介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換に対する補助等、介護療養院医療施設からの転換事業に対する補助事業を廃止する。

3. 助成額の算定方法

- (6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業における、助成額の算定方法において、 $2/3$ の補助率を導入することに伴う改正を行う。

別表 1－1 配分基礎単価

- 配分基礎単価の引き上げ

(改正の趣旨)

近年の建設コストの高騰等を踏まえ、配分基礎単価の上限額を $8\cdot1\%$ 引き上げる改定を実施する。

その他

○ その他の修正

令和5年12月22日付けで「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針が閣議決定され、地域医療介護総合確保基金に関して、「過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当できることとし、その場合は過年度の都道府県計画の変更は不要とする方向で検討を行い、令和6年中に結論を得る。」とされたことに伴い、別記1－2の削除を行う。